

# 2025年度民法第1問・解答例

## 1 設問1

- (1) C社の請求の根拠は、不当利得返還請求権（民法（以下、法令名省略）703条）である。
- (2) まず、BはC社の500万円（「他人の財産」）につきAらを介して取得している一方（「利益を受け」）、C社には500万円の「損失」があるから、社会通念上の因果関係も認められる（「そのために」）。
- (3) 「法律上の原因」がないとは、正義・公平の観点から、財産的価値の移動をその当事者間において正当なものとするだけの実質的理由がないことをいい、受領した金銭が騙取金であることについて弁済を受けた者が悪意・重過失者である場合には、「法律上の原因」がないと解する。そのような弁済を受けた者は保護に値しないからである。

本件でBはAに横領をかけているから、騙取につき悪意である。したがって、上記受益につき「法律上の原因」がない。

- (4) よって、C社の請求は認められる。

## 2 設問2

### (1) 小問(1)

- ア Bは被保全債権として、BのAに対する本件売買契約に基づく土地甲の所有権移転登記請求権を主張する。
- イ もっとも、詐害行為取消請求権（424条）は、責任財産保全の制度であるから、被保全「債権」は金銭債権に限られる。

この点、特定物債権であっても取消し時に損害賠償請求権に転化している場合には被保全債権として認められると解する。

最判昭 49.9.26【百選  
I 23】

## 2

本件は二重譲渡の事案であり、（背信的悪意者でない限り）「第三者」（177条）であるCが登記を具備しているから、すでにBの上記債権は履行不能（412条の2）として損害賠償請求権に転化している。

ウ よって、Bは同損害賠償請求権を被保全債権として主張すべきである。

### (2) 小問(2)

詐害行為取消請求権は責任財産保全のための制度であるし、仮に債務者への移転登記請求を認めれば、一旦登記によって決した優劣を覆すことになり、177条の趣旨に反することになる。したがって、債権者が債務者に対して復帰した登記を移転するよう求めることはできない。

よって、BはAに対して所有権移転登記手続請求をすることはできない。

以上